

児童虐待対応訓練を実施します

「児童虐待が行われているおそれがある」等の通告があり、児童の安全確認ができない場合に行う「臨検・捜索」について、児童相談所と警察の合同で想定訓練を実施します。

1 日時

令和5年8月4日（金）午後2時から午後3時

2 場所

群馬県警察学校（前橋市元総社町80番地5 電話027-251-2590）

3 内容

（1）想定内容

想定は、児童が通う幼稚園から、「1週間前から児童が登園しておらず、関係機関による目視確認ができていない。母親との通話の背景音で『やめて』と泣き叫ぶ児童の声が聞こえた」との一報を受け、事案を認知。過去に児童の背中や脇腹に痣があることを園の職員が発見した経緯があったことなどから、身体的虐待が疑われるケースとして虐待通告を受理し、対応を開始します。

このため、関係機関と協議の上、「立入調査」を実施しましたが、保護者の拒否により、児童と面会できなかったため、児童相談所は裁判所から「臨検・捜索許可状」を得た上で、警察署長に対し援助要請を行い、警察官の協力を得つつ、対象世帯に対する「臨検・捜索」を行います。

（2）訓練内容

ア 「立入調査」

児童の安全を確認するため、居宅への立入調査を行いますが、保護者が拒否したため、保護者に対し必要な告知を行い、臨検・捜索に移行します。

イ 「臨検・捜索」

保護者は在宅しているが、ドアを開けようとしない（施錠されている）ため、児童相談所職員が強制的に解錠して居宅内に立ち入り、警察官と連携の上、抵抗する母と母の交際相手の男性を説得・制止し、児童相談所職員が児童を保護します。

4 参考

(1) 本訓練は、平成22年度から毎年開催しているものです。

(2) 立入調査とは（児童虐待防止法第9条）

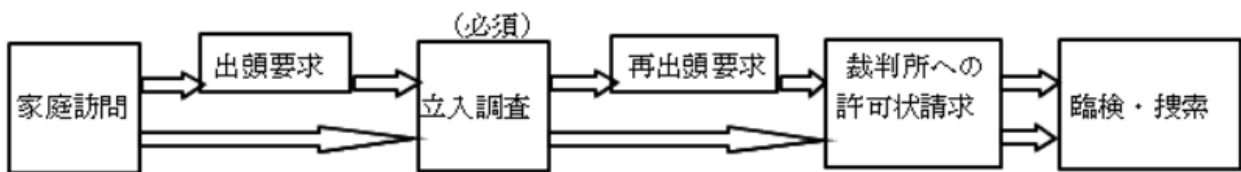
児童虐待が行われているおそれがあるとき、児童福祉司等が児童の住居等に立ち入り、必要な調査や質問を行うことができる。

(3) 臨検・捜索とは（児童虐待防止法第9条の3）

・臨検とは、実力行為を伴い、住居等に立ち入ること。

・捜索とは、住居等につき、強制処分として人の発見を目的に探し出す行動のこと。

(4) 児童の安全確認・安全確保のプロセス



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

